

声 明

(特定不法行為等被害者特例法の完全施行にあたって)

2024 (令和6) 年3月19日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護士

上記弁護士	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田 信也
同	副団長	弁護士	吉岡 和弘
同	副団長	弁護士	紀藤 正樹
同	副団長	弁護士	塚田 裕二
同	副団長	弁護士	荻原 典子
同	副団長	弁護士	植田 勝博
同	副団長	弁護士	山田 延廣
同	副団長	弁護士	平田 広志
同	事務局長	弁護士	山口 広

外342名

1 2023 (令和5) 年12月13日に成立した統一教会の被害者救済に関する特定不法行為等被害者特例法のうち、未施行となっていた日本司法支援センター (法テラス) の特例に関する部分が本日施行され、同法は完全施行されました。

本日の施行により、法テラスによる弁護士費用等の援助制度について、資力を問わずに誰でも広く利用できるようになります。最初に委任する時に費用等は一切お支払いいただく必要がなくなり、終了時の法テラスへの返還義務が免除される範囲も大幅に拡大されます。

このように、依頼者の方の経済的なご負担がなくなるか大幅に軽くなり、より当弁護士への委任がしやすくなります。統一教会による被害でお悩みの方は、是非、当弁護士へご相談ください。相談窓口は以下のとおりです。

電話 (平日午前10時半～午後3時半) : 03-6261-6653

相談フォーム (365日24時間) : <https://forms.gle/JnSgb89JpCoblrpM6>

2 また、本特例法では、解散命令請求を受けた宗教法人の財産処分・管理の状況を把握する必要があるなどの場合には、所轄庁は、当該法人を「指定宗教法人」（第7条1項）に指定することができます。指定すると、不動産処分等の1月前に通知をさせたり3か月毎に財産目録等を提出させたりすることができます。さらに、財産隠匿や散逸のおそれがある場合には、「特別指定宗教法人」（第11条1項）に指定し、財産目録等を被害者に閲覧させることができます。

本年3月7日、統一教会が「指定宗教法人」に指定されました。これにより、統一教会は、遅くとも本年6月10日までに所轄庁に財産目録等（本年1月～3月分）を提出しなければなりません。所轄庁である盛山正仁文部科学大臣におかれては、これを十分に精査し、統一教会が財産隠しをしていないかをしっかりと把握・監視していただくよう求めます。

また、統一教会に何らかの財産隠しの兆候が見られた場合は、速やかに「特別指定宗教法人」に指定し、財産目録等を被害者の代理人である当弁護士にも閲覧させていただくよう求めます。

なお、当弁護士は、かねてから、財産隠し対策としてより実効性のある、包括的な財産保全の法整備を求めてきました。今後、統一教会に対する解散命令の確定が近づくにつれて財産隠しの危険性が非常に高まります。そこで、財産隠しの兆候が見られた場合には、再度、国会において財産保全の法整備に向けた議論を行っていただくよう求めます。

3 当弁護士は、本特例法を可能な限り活用しつつ、法テラスを始めとする関係各所とも連携・協力しながら、引き続き全力で被害者救済活動に取り組んで行く所存です。

以上